

知的財産総局 (インドネシア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I D. I
国内段階移行様式	附属書 I D. II
特許実体審査申請様式	附属書 I D. III

略語のリスト

国内官庁：	知的財産総局（インドネシア）
P L：	インドネシア特許法
G R：	特許出願に関するインドネシア共和国政府規則

指定（又は選択）官庁 ID	知的財産総局 （インドネシア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 ID
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 ¹ PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月 ¹	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁に問合せされたい	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	インドネシア語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ³ ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ² ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	現行の法律及び規則に従い、インドネシア知的財産総局（DGIP）は白黒形式の電子特許出願書類を受理する。しかしDGIPは、現在の特許出願処理が電子形式で実施されていることを考慮してカラーの明細書及び図面の提出を認めるが、これらの書類はシステムによって自動的に白黒に変換される。	
国内手数料 ²	通貨：インドネシア・ルピア（IDR） 出願手数料： － 電子出願…………… IDR 1,250,000 － 紙形式の出願…………… IDR 1,500,000 追加の出願手数料： － 30頁を超える明細書の各頁…………… IDR 15,000 10個を超える請求の範囲ごとの請求手数料…………… IDR 75,000 実体審査手数料…………… IDR 3,000,000	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- この期間は、出願人が国内段階移行繰延べの追加手数料を支払うことを条件として延長することができる。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 出願人がいずれか一方の翻訳文だけを提出し、国内官庁から通知があったにもかかわらずもう一方の翻訳文を提出しなかったときには、提出しなかったものについては状況に応じて、最初に提出した国際出願の翻訳文又は補正後の翻訳文に基づいて手続をする。

ID	知的財産総局 (インドネシア) (続き)	ID
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	出願人がインドネシアに居住していない場合には、代理人の選任 国際出願日の後に出願人の名義変更があった場合には、国際出願 の譲渡証書 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの 通知(様式 PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合 には、当該変更を証明する書類 国際出願の翻訳文3通 ⁵	
誰が代理人として行為できるか？	インドネシアで特許コンサルタントとして手続するための登録 をした者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか(PCT規則49の3.1)？	国内官庁に問合せされたい	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認めない	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 出願を電子的に行う場合には、電子形式による翻訳文1通だけを提出すればよい。

国内段階の手続

ID. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書ID. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。国内段階出願は国内官庁のオンラインシステム（<https://paten.dgip.go.id/site/login>）経由で行うことが強く推奨される。

ID. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

ID. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書ID. I に概説されている。

PL Art. 25

ID. 04 発明者

発明者の氏名及び国籍が要求され、遅くとも国内段階移行時までに提出しなければならない。

PL Art. 51

ID. 05 審査請求

国内官庁は特許出願の実体審査をする。出願人は国際出願日から36箇月以内に特別の様式（附属書ID. III 参照）で実体審査の請求を行い、併せて特別の手数料（附属書ID. I 参照）を支払わなければならない。

GR Art. 2(3), 3

ID. 06 委任状

別個の委任状を提出して代理人を選任しなければならない。

ID. 07 優先権書類（翻訳文）

国内官庁は、国内審査又はその他の手続で必要な場合にのみ、英語による優先権書類の翻訳文を要求する。要求された翻訳文が提出されなかった場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内にこれを提出するよう出願人に求める。翻訳文の認証又は証明は不要である。

PCT Art. 28

ID. 08 出願の補正及びその時期

41

出願人は特許付与前であればいつでも、国際出願の請求の範囲、明細書及び図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の保護範囲が拡張されないことを条件とする。

PL Art. 38-39

PL Art. 126-129

ID. 09 年金

年金の最初の支払は、特許付与日から6箇月以内に行わなければならない。年金の最初の支払には、出願の国際出願日後の第1年度から特許付与年を含む年度までの年金、更に翌年度の年金を含む。その後の各年度の年金支払は、該当する年度において特許出願が行われた月及び日と同一数字の1箇月前までに行うべきである。適用される期間内に年金が不払の場合には、特許失効が宣言される。支払期日から12箇月の猶予期間内であれば、書面による期間延長請求及び遅延支払のための所定の割増料（附属書ID. I 参照）の支払に基づき、年金の支払が認められる。期間延長は、手数料支払期間が終了する遅くとも7日前までに国内官庁に請求しなければならない。

PCT Art. 24(2), 48(2)

ID. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

PCT Rule 82bis

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

PCT Art. 25
Rule 51

ID. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定に対して国内知的所有権官庁に審判を請求することができる。

PL Art. 67-73

ID. 12 審判

次の場合には審判を請求することができる。

- a) 特許出願の拒絶に対して。
- b) 特許付与後に明細書、請求の範囲、図面を訂正するため。
- c) 特許付与査定に対して。

審判請求は、特許国内官庁用写しを添付して特許審判委員会に対して書面で行い、手数料支払を条件とする（附属書ID. I 参照）。出願拒絶に対する審判請求は、特許出願の拒絶通知の郵送日から3箇月以内に行う。特許付与後に明細書、請求の範囲、図面を訂正するための審判請求は、特許付与の意図の通知の郵送日から3箇月以内に行う。

訂正は次に限定される。

- a) 請求の範囲の減縮
- b) 明細書の翻訳文における誤記の訂正
- c) 不明確又は両義的な明細書の内容の明確化

訂正の結果として発明の保護範囲が、出願時の発明の保護範囲と比べて広くなることは認められない。特許付与査定に対する審判請求は、特許付与の通知日から9箇月以内に行う。適用される期間内に特許付与査定に対する審判請求が行われなかった場合、出願人は商事裁判所に訴訟を提起することによって不服申立が可能である。

手数料

(通貨：インドネシア・ルピア)

出願手数料：

－電子出願	1,250,000
－紙形式による出願	1,500,000

追加の出願手数料：

－30頁を超える明細書の各頁	15,000
----------------	--------

実体審査手数料	3,000,000
---------	-----------

10個を超える各請求の範囲についての手数料	75,000
-----------------------	--------

特許出願の種類変更	450,000
-----------	---------

特許譲渡記録手数料	700,000
-----------	---------

審判手数料：

－出願の拒絶	3,000,000
－特許出願の付与後の明細書，請求の範囲，図面の訂正	3,000,000
－特許付与の決定	3,000,000

国内段階の繰延べ移行の追加手数料	5,000,000
------------------	-----------

基本手数料 各請求の範囲の
追加手数料

年金：

－第1年度から第3年度，各年	1,000,000	75,000
－第4年度から第5年度，各年	1,250,000	100,000
－第6年度，各年	1,750,000	175,000
－第7年度から第8年度，各年	2,250,000	225,000
－第9年度，各年	3,000,000	300,000
－第10年度，各年	4,000,000	300,000
－第11年度から第20年度，各年	6,500,000	500,000

年金の遅延支払手数料	適用される年金額の100%
------------	---------------

手数料の支払方法

手数料はインドネシア・ルピア建で支払う。支払は為替，小切手又は銀行振替（政府口座への送金）で行うことができる。すべての手数料の支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

様式（附属書ID. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書ID. II 国内段階移行様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_id.pdf

附属書ID. III 特許実体審査申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_id.pdf